

岩手県教育委員会告示第1号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第32条第3項の規定により、次のとおり岩手県指定無形民俗文化財の指定が解除された。

平成27年3月20日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

指定番号	名称	保持団体	解除年月日
無民第33号	鶉鳥神楽	鶉鳥神楽保存会	平成27年3月2日